

(通知義務)

22 改正法附則第5条第8項《通知義務》の規定により、事業者が同条第3項又は第4項本文《工事の請負等の税率等に関する経過措置等》の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合は、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知しなければならないのであるが、当該通知は、消費税法第30条第9項《請求書等の範囲》に規定する請求書等にその旨を表示することとして差し支えないものとする。